

財務省 同時発表

2025 年 3 月 28 日

## 中華人民共和国産黒鉛電極に対する不当廉売 関税の課税に関する調査の期間を延長します

経済産業省及び財務省は、中華人民共和国産の黒鉛電極に対する不当廉売関税の課税に関する調査について、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、当該調査の期間を 3 か月延長して令和 7 年 7 月 23 日までとすることとしました。

### 1. 概要

経済産業省及び財務省は、中華人民共和国(注1)産の黒鉛電極(注 2)に対する不当廉売関税の課税に関する調査について、調査の透明性を確保しつつ、利害関係者から提出された証拠等の更なる検討を行うため、当該調査の期間を 3 か月延長して令和 7 年 7 月 23 日までとすることとしました。

経済産業省及び財務省は、昨年 4 月 24 日より、当該不当廉売関税の課税に関する調査を実施してまいりました。調査期間は、原則として1年以内とされていますが、必要な場合には 6 か月以内に限り延長できることとされています。なお、令和 7 年 3 月 29 日から同年 7 月 28 日までの間、中華人民共和国産黒鉛電極に対しては 95.2%の暫定的な不当廉売関税が課されます。

(注 1)香港地域及びマカオ地域を除く。

(注 2)円柱状のもので、主として電流による熱で鉄スクラップを溶解する電気炉の電極として使用される。

(参考)中華人民共和国産黒鉛電極に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件(令和 7 年財務省告示第 78 号)

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済安全保障局貿易管理部特殊関税等調査室長 信田

担当者：永井、橋本

電話：03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

メール：bzl-qqfcbk★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。

製造産業局 素材産業課長 土屋

担当者：綿引、大城

電話：03-3501-1511(内線 3731)

03-3501-1737(直通)

メール：bzl-s-seizo-sozaisangyo★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。